令和８年度　第１回　久留米市総合教育会議

令和８年８月３１日
１５：００～

次　第

１　開会

２　市長挨拶

３　議題
（１）久留米市教育に関する大綱について（意見交換）（資料１、参考資料）

４　報告事項
（１）不登校児童生徒への体験活動について（動画視聴）（資料２）

（２）教育職員に関する業務量管理・健康確保実施計画について（資料３－１、３－２）

５　閉会

資料１

久留米市教育に関する大綱

（素案）

令和８年●月

久 留 米 市

もくじ

第１章　久留米市教育に関する大綱について …… １

１ 大綱の位置付け …… １

２ 大綱の対象範囲 …… １

３ 大綱の計画期間 …… １

第２章　基本理念 …… ２

第３章　基本方針 …… ２

基本方針Ⅰ　子どもの可能性や個性、強みを伸ばす、一人ひとりに合った教育を進めます …… ３

【施策の方向性１】 未来へつながる教育の推進 …… ３

【施策の方向性２】 誰ひとり取り残されない教育の推進 …… ４

【施策の方向性３】 安全で安心して学べる教育環境づくり …… ５

基本方針Ⅱ　生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活を送ることができるまちづくりを進めます …… ６

【施策の方向性１】 学び楽しむ生涯学習・スポーツの振興 …… ６

【施策の方向性２】 魅力ある歴史遺産の保存・活用 …… ７

第１章　久留米市教育に関する大綱について

１　大綱の位置付け

○　地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されている。

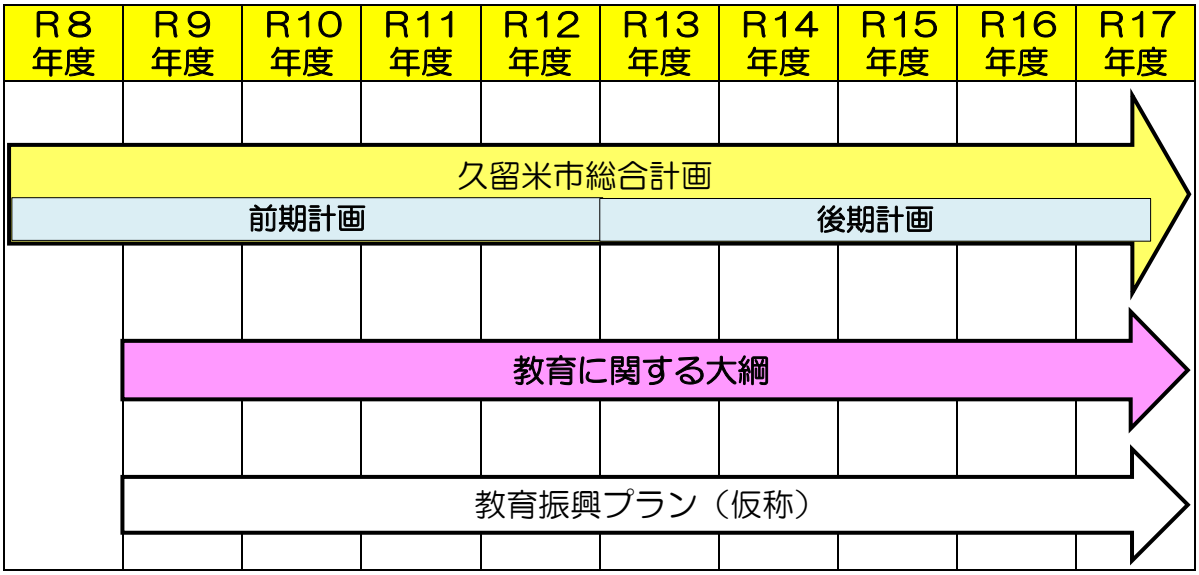
○　久留米市教育に関する大綱では、久留米市総合計画の教育分野を具現化していくものとして、学校教育や社会教育等の基本方針及び施策の方向性を定る。

○　大綱は、幼児から高齢者までの全ての人を対象とし、「学校教育」「社会教育」の推進を図り、基盤となる人権尊重意識の向上と道徳性の育成に取り組む。

２　大綱の計画期間

久留米市総合計画の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和９年度から令和１７年度までとする。

【各計画の実施期間】



第２章　基本理念

久留米を愛し（想い）、未来を創り担うひとを育む

○　変化の大きい不透明な時代の中でも、まちが元気で、人々が幸せを感じながら暮らしていくためには、全ての子どもが将来自らの個性と能力を発揮し、社会に参画していくことが重要。

○　久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合でも、久留米への誇りと愛着を持ち、将来のふるさとへの貢献を想う子どもを育む必要がある。

○　そのためには、誰ひとり取り残されない教育や安全安心な教育環境づくり、ライフスタイルや成長に応じた多様な学びが続けられる生涯学習環境の整備が求められるものであり、こうした取組を進めることによって、人々に選ばれる久留米の教育をめざす。

第３章　基本方針

大綱では、「学校教育」「社会教育」を推進するにあたり、以下の基本方針を立て、施策の方向性を定めます。

基本方針 Ⅰ （学校教育）	子どもの可能性や個性、強みを伸ばす、一人ひとりに合った教育を進めます。
基本方針 Ⅱ （社会教育）	生涯学び、活躍できる環境を整え、楽しく心豊かな暮らしをおくることができるまちづくりを進めます

基本方針 Ⅰ	子どもの可能性や個性、強みを伸ばす、一人ひとりに合った教育を進めます。

全ての子どもが自らの個性と能力を発揮し、久留米への誇りと愛着を持ち、将来のふるさとへの貢献を想う子どもを育むために、子どもの可能性や個性、強みを伸ばす、一人ひとりに合った教育を進める。

次世代を担う子どもたちに、ふるさと久留米への誇りと愛着を育み、自尊感情の育成を図りながら、未来につながり誰ひとり取り残されない教育と、安全で安心して学べる教育環境づくりを進める。

施策の方向性 1	未来へつながる教育の推進

（1）学力の保障と向上に向けた総合的な取組の充実

①子どもが、学ぶことに興味や関心を持ち、知識及び技能を習得し、思考力、判断力、表現力等を育成するための「主体的・対話的で深い学び」となる授業づくり。

②子どもが多様な人々とつながりながら、自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育を推進。

（2）ＩＣＴを活用した個別最適な学びと協働的な学びの充実

①ＩＣＴを活用した、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実。

②子どもがＩＣＴを安全かつ適切に使いこなし、社会参画や自己実現する力の育成及び教職員の指導力の向上。

（3）ふるさと久留米への誇りと愛着を育む教育の実践

①自然、産業、文化、郷土の先人などをテーマに、久留米のよさを捉え、よりよいかかわり方を考える学習の実施。

②地域の「ひと・もの・こと」から学びを広げるコミュニティ・スクールの充実。

（4）久留米の未来を創る特色ある教育の充実

①９年間の系統性・連続性のある教育を進めるため、市立小・中学校の教職員が連携・協働した小中一貫教育の推進。

②自ら課題を捉え、解決の方向性を見出し、新たな価値を創造する力を育成するための探究的な学びの充実。

③言語や文化に対する国際理解を深めるための外国語教育の充実。

施策の方向性 ２	誰ひとり取り残されない教育の推進

（１）将来の社会的自立に向けた不登校対応の総合的な取組の充実

①児童生徒と教職員の信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係が構築され、児童生徒の心理的安定性を保つ魅力あるよりよい学校づくりの推進。

②保護者、ＳＣやＳＳＷ等との連携による、児童生徒一人ひとりの状況を踏まえた対応。

③不登校児童生徒の居場所づくり（校内外の教育支援教室の充実、フリースクールとの連携）。

（２）特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな学習環境の提供

①障害の状態や程度に応じたきめ細かな支援や環境づくりによる共生社会の実現に向けた教育の推進。

（３）学校・家庭・地域が連携したコミュニティ・スクールの充実

①地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるための、学校運営協議会等の取組の充実。

②児童生徒の学習習慣の定着や健全育成などの取組の推進。

（４）日本語支援が必要な児童生徒への日本語教育の充実

①日本語支援を必要とする児童生徒が、学校生活に適応し、将来の進路確保を図るための取組の充実。

施策の方向性 ３	安全で安心して学べる教育環境づくり

（１）全市的な学校統合、小中連携・小中一貫教育の推進

①全市的な学校統合及び小中一貫教育の推進による、よりよい教育環境の確保。

（２）計画的な学校施設・設備等の整備・更新

①学校施設の老朽化・長寿命化対策の推進、及び安全安心で社会的ニーズを踏まえた教育環境の整備。

（３）教職員の働き方改革と人材育成の推進

①教職員が働きがいを感じ、子どもと向き合う時間を確保することによって、教育の質の向上につながる働き方改革の推進。

②教職員が心身ともに健康で安心して教育活動を行うためのメンタルヘルスケアやスクールロイヤー等のサポート体制の充実。

③主体的に学び続ける教職員の育成。

（４）人権・同和教育の推進

①人権が尊重される学習活動や人間関係づくりを通した人権・同和教育の推進と、教職員の人権感覚を高める研修の充実。

②地域ぐるみで児童生徒を育てるための人権のまちづくりの充実。

基本方針 Ⅱ	生涯学び、活躍できる環境を整え、楽しく心豊かな暮らしをおくることができるまちづくりを進めます

すべての市民が、それぞれの価値観や生活に合わせ、様々な学習の機会やスポーツ、貴重な歴史資源に触れ、体験・活動するとともに、社会教育のあらゆる機会を通して個々の人権意識を高め、地域において役割を持ち、暮らしの中に喜びや楽しみを感じられるまちをつくります。

施策の方向性 １	学びを活かす生涯学習の推進

（１）生涯学び、活躍できる環境づくり

①誰もがいつでもライフステージに応じて自分らしく学べる環境の整備

②現代的・社会的な課題の解決に向けた学習機会の提供

③学びの成果を活かせる場や機会の充実

（２）「学び」による人づくり、つながりづくり、地域づくり

①地域コミュニティの担い手育成に向けた学びの場づくり

②学びを地域活動や地域課題解決につなげる仕組みづくり

（３）図書館

①市民の学びと情報の拠点である図書館について、多様な図書資料や情報を収集し提供するとともに、利用者サービスの向上に取り組みます。

（４）人権教育

①同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ＬＧＢＴ等の人権課題がある中、市民が人権尊重の意義や考え方、人権問題の現状等を学ぶことで課題解決につなげられるよう、人権意識の向上に取り組みます。

施策の方向性 ２	スポーツに親しむ環境づくり

（１）スポーツの推進

①年齢や性別、障害の有無等に関わらず、市民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるように、市民それぞれのライフステージや関心度合、適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会の充実を図り、スポーツ活動の活性化を目指します。

②市民が安心してスポーツに取り組むことができるよう、施設や団体、人材などスポーツに関する環境基盤の充実を図ります。

③大規模スポーツ大会やスポーツイベント開催によるまちの賑わいの創出など、スポーツを通じて地域及び経済の活性化を図ります。

④年代を問わずあらゆる市民がスポーツに親しむことができる機会を充実させるため、必要な人へ必要な情報が届くよう、情報発信を強化します。

施策の方向性 ３	まちの魅力を高める歴史遺産の継承

（１）歴史遺産の保存・活用

①先達から受け継いできた貴重な歴史遺産を、地域や団体との協働により保存し、活用していきます。

②「史跡筑後国府跡」を未来に引き継いでいくため、整備事業を進めていきます。

③歴史遺産ストーリーの構築による「筑後川遺産」登録の推進を行っていきます。

（２）郷土愛を育む歴史遺産の理解促進

①郷土の歴史や文化を身近に感じるための機会の創出に努め、理解促進を図っていきます。

②歴史遺産をまちづくりに活かしつつ、歴史遺産が持つ魅力や価値の効果的な情報発信を進めていきます。

参考資料

久留米市総合計画

久留米未来デザイン計画

KURUME DESIGN 2035

計画の音声版は久留米市ホームページに掲載しています。

みんなで創る
2035 年の久留米

－策定趣旨－

久留米市は、水と緑の豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要衝に位置し、筑後地域の中心都市として栄えてきました。

21 世紀の幕開けの年にあたる平成 13（2001）年に策定した久留米市新総合計画では、「水と緑の人間都市」を基本理念とし、これまで先人が築いてきた歴史や地域特性を活かしつつ、時代の潮流を捉えながら、誇りが持てる美しいまちなみの中で、市民一人ひとりが輝く、活力あふれる都市づくりを、戦略的にそして様々な協働により進めてきました。

今日、久留米市を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の進行、地球温暖化による気候変動、デジタル化の進展など、社会情勢の急速な変化が続いており、大きな時代の転換期にあります。また、人と人とのつながりの希薄化、孤独･孤立化、困りごとの多様化･複雑化、災害の頻発･激甚化など、人々の暮らしの安全・安心に影響を与える事象も増加しています。

このような状況を踏まえ、これまでの延長線上では見通せない将来に向けて、市民や地域、団体、企業、行政などあらゆる人たちがみんなで、これからのまちのあり方を考え、久留米の未来を描き、その実現に取り組んでいくことが求められています。

今回策定する新たな総合計画「久留米未来デザイン計画 2035」（以下「未来デザイン計画」）は、先行きが不透明な時代の中でも、まちが元気であり続け、人々が幸せを感じながら久留米で暮らし、活動していけるような令和 17（2035）年の久留米を創っていくための未来設計図として策定します。

これまで先人によって築かれてきた久留米のまちを未来につないでいくために、地域が一体となってめざす新たな久留米市のまちづくりの指針とするものです。



私たちがめざす
まちの姿
－将来都市像－



優しさ 豊かさ 輝き あふれるまち



住んでみたい 住み続けたい 久留米



私たちは、
耳納連山や筑後川に象徴される水と緑の豊かな自然を大切にしながら、
久留米市に住み、集うすべての人の人権の尊重と市民の自立性を基本に、
都市や環境と共生するまちづくりを進めてきました。

● これからのまちづくりを見据えるにあたり、未来に向けた新たなまちの姿として、

すべての人の個性が大切にされ、人と人とがつながっている

久留米が誇る水と緑の豊かな環境、人、都市が共生している

洗練された都市とそこで暮らす人が、創造性と躍動性をもっている

そうした
「優しさ 豊かさ 輝き あふれるまち」
を将来都市像に設定し、
誰もが住んでみたい、住み続けたい
と思うまちをめざします。

基本目標 4

「未来を創り担うひと」を育む

こども・若者　子育て　教育　生涯学習

まちの未来を創る「人」が、夢や希望をもって自分らしく育つためには、あらゆる分野において人を大切にし、人づくりの視点をもってまちづくりを進めることが重要です。

家族形態の多様化や地域のつながりの希薄化、少子化などが進み、家庭や地域の子育て力の低下をはじめ、こども・若者や家庭が抱える困りごとの多様化・複雑化、こども・若者や学校を取り巻く課題の増加などが進んでいます。そうした中、生まれ育った環境にかかわらず、すべてのこども・若者が権利の主体として尊重されながら、自立した個人として成長できる社会の実現が求められています。

また、生涯にわたり、多様な学びを通じて個人の自己実現が図られるとともに、人とのつながりができ、その学びが地域づくりに活かされていくことが重要です。

まちの未来を創り、担っていくすべての人が、自分の考えを表明でき、夢や希望の実現に向けて、自分らしく学び、成長できる環境が整ったまちをつくります。

そのために、こども・若者の視点に立った安心できる居場所づくりや意見表明の機会創出、社会参画の促進など、こども・若者が健やかに成長し、将来にわたって幸せに生活できる環境づくりを進めるとともに、時代のニーズに合った子育て支援のあり方に転換を図りながら、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを進めます。

また、こどもたち一人ひとりが大切にされ、久留米への愛着と誇りを持ちながら、自立した人として成長できるよう、学校・家庭・地域が連携した、未来につながり誰ひとり取り残されない教育と、安全で安心して学べる教育環境づくりを進めます。

さらに、まちづくりや社会課題に関心を持ち、まちを担っていく人づくりに向けて、それぞれのライフスタイルや成長に応じた多様な学びが続けられる生涯学習環境の整備を進めます。



施策
13



安心してこどもを育むことができる環境づくり

少子化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育て家庭の孤立化により、その不安感や負担感の増加が懸念されています。

このような社会環境やニーズの変化に対応した子育て支援への転換を図りながら、子育て家庭が安心してこどもを生み育てられる環境づくりや、こども・若者・子育てを支え合う地域づくりを進めます。

安心して生み育てられる環境の充実

- ●妊娠・出産に対する相談支援体制の充実、医療機関等と連携した産前産後の支援
- ●家庭の状況やこどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実
- ●質の高い幼児教育・保育サービスの充実
- ●各種手当や医療費助成など、子育てに関わる経済的負担の軽減

こども・若者・子育てを支え合う地域づくり

- ●地域でこども・若者・子育てを支え合う活動の促進
- ●地域での交流の場や居場所づくりの推進
- ●子育てと仕事の両立の促進
- ●結婚や子育てに関する啓発・情報発信の強化

施策
14



未来につながる 教育環境の充実

グローバル化や ICT の進展など社会環境が大きく変化する中、次世代を担う人づくりのための教育の充実が求められる一方で、様々なニーズを抱えるこどもたちへの対応など、学校を取り巻く環境はますます複雑化しています。

こどもたち一人ひとりが大切にされ、自立した人として成長できるよう、人権・同和教育を土台とし、こどもの権利が保障され、学校・家庭・地域が連携した、未来につながり誰ひとり取り残されない教育と、安全で安心して学べる教育環境づくりを進めます。

未来につながる教育の推進

- ●学力の保障と向上に向けた総合的な取組の充実
- ● ICT を活用した協働的な学びと個別最適化された学びの充実
- ●ふるさと久留米への誇りと愛着を育む教育の実践
- ●久留米の未来を創る特色ある教育の実践

誰ひとり取り残されない教育の推進

- ●将来の社会的自立に向けた不登校対応の総合的な取組の充実
- ●特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな学習環境の提供
- ●学校・家庭・地域が連携したコミュニティ・スクールの充実
- ●日本語支援が必要な児童生徒への日本語教育の充実

安全で安心して学べる教育環境づくり

- ●全市的な学校統合、小中連携・小中一貫教育の推進によるよりよい教育環境の確保
- ●計画的な学校施設・設備等の整備・更新
- ●教職員の働き方改革と人材育成の推進
- ●人権・同和教育の推進

施策

15



学びを活かす生涯学習の推進

社会環境や価値観の変化に伴い、学びのニーズが多様化する中、誰もが生涯にわたって学び続けることができ、その成果が自己実現にとどまることなく、地域社会に活かすことができるまちづくりが求められています。

まちづくりや社会課題に関心を持ち、自分らしく学べる環境の整備や学びの成果を活かせる場・機会の充実を図るとともに、学びを通じて、地域コミュニティを支える人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

生涯学び、活躍できる環境づくり

- 誰もがいつでもライフステージに応じて自分らしく学べる環境の整備
- 現代的・社会的な課題の解決に向けた学習機会の提供
- 学びの成果を活かせる場や機会の充実
- 企業や大学等と連携したリカレント教育の促進

「学び」による人づくり、つながりづくり、地域づくり

- 地域コミュニティの担い手育成に向けた学びの場づくり
- 学びを地域活動や地域課題解決につなげる仕組みづくり
- 地域での学びを支援する人材の育成



施策
17



スポーツに親しむ環境づくり

豊かで活力ある社会づくりに向けて、心身の健全な発達や健康維持などに加えて、地域コミュニティの形成や地域・経済の活性化にも寄与するスポーツの力を最大限に活用していく必要があります。

市民のニーズやライフステージに応じたスポーツ機会の充実や活動の活性化をはじめ、スポーツを支える人材・施設の充実、スポーツを活かした地域活性化など、誰もがスポーツを楽しみ、交流できる環境づくりを進めます。

スポーツ機会の充実・活動の活性化

- 年代や障害の有無等にかかわらず、誰もが身近にスポーツを楽しむ機会の充実
- 大規模大会で活躍が期待されるジュニアアスリートの育成、支援
- 多様なニーズを踏まえた新たなスポーツなどの普及促進

スポーツ環境基盤の充実

- スポーツ施設の充実と活用促進
- 指導者やボランティアなどスポーツを支える人材の確保、育成

スポーツを活かした地域活性化

- 大規模大会などスポーツコンベンション誘致による地域活性化
- 連携協定を活かしたプロスポーツチームなどによるスポーツイベントの充実

施策
18



まちの魅力を高める歴史遺産の継承

地域の特性を形成し、そこで暮らす人々の地域とのつながりや郷土愛の醸成、新たなまちの魅力創出に欠かすことのできない地域資源としての歴史遺産を、地域で守り、活かしながら、次世代に継承していくことが求められています。

長く受け継がれてきた地域の遺跡や伝統行事・文化など、多種多様な歴史遺産の保存や地域資源としての有効活用、理解促進を地域との協働により進めながら、まちの魅力向上と郷土愛の醸成を図ります。

歴史遺産の保存・活用

- 地域や団体との協働による歴史遺産の保存・活用
- 「史跡筑後国府跡」の継承に向けた整備・活用
- 歴史遺産ストーリーの構築による筑後川遺産登録の推進

郷土愛を育む歴史遺産の理解促進

- 郷土の歴史・文化を身近に感じる機会の創出・理解促進
- 歴史遺産が持つ魅力・価値の効果的な情報発信

資料２

不登校児童生徒への体験活動について

学校に通えない子ども達が対象

１　らるご久留米の取組

久留米市野中町にある「らるご久留米」では、現在３１名（小学生：６名、中学生：２５名）の児童生徒が通級しています。

学習支援のほか、様々な体験活動を通して、子ども達のエネルギー回復を図る取組を行っております。



稲刈り体験の様子

（主な体験活動）

高良山ハイキング、サマーキャンプ、海釣り体験、農業体験
動物飼育体験、パン作り、美術館見学など

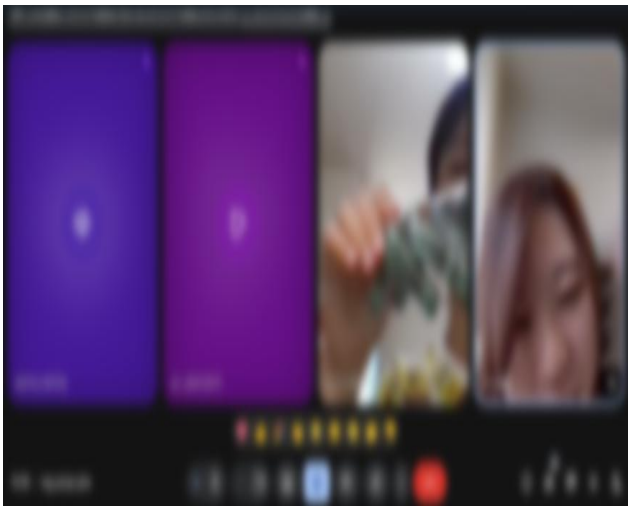
主に自宅にいる子ども達が対象

２　ICT を活用したつながり・学習支援

現在６０名（小学生２１名、中学生３９名）の児童生徒が登録しています。

ICT を活用して、自分のペースでの学習や、不登校学習支援サポーターや参加者とのつながりを通して、社会的な自立を目指しています。

今年度よりサポーターを２名体制とし、「らるご久留米」の体験活動に同行し、編集動画を交流の場で活用しております。



交流の場の様子

教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

資料３－１

1　計画の趣旨

教職員の働き方改革は、教職員の勤務状況を改善し、自ら学ぶ時間を確保しながら、活き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることです。本計画は、この目的を達成するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき策定するものです。

2　本市の現状と計画の目標

現状　令和７年度 教職員の時間外在校等時間の状況

	年平均	月45時間超	月80時間超
小学校	月29.1時間	18.7%	1.1%
中学校	月38.6時間	34.6%	5.0%

計画の目標

１か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
→　令和11年度までに100%に近づけます

令和７年度実績（小）81.3%　（中）65.4%

１年間における教職員の１か月の時間外在校等時間の平均時間
→　令和11年度までに平均30時間程度にします

令和７年度実績（小）29.1時間　（中）38.6時間

「働きがいのある仕事だ」と回答する教職員の割合
→「働きがいがある」と回答する割合が増加します

令和７年度ストレスチェックの結果（小・中）86.9%

3　計画期間

令和８年度～１１年度

4　取組内容

1　学校と教師の業務の３分類を踏まえた業務の見直し

(1)　学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
→　保護者・地域による活動の実施

② 児童生徒が補導された時の対応
→　学校活動以外の補導は保護者の第一義的責任による対応

③ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整
→　全小中学校におけるコミュニティ・スクールの導入

④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
→　スクールロイヤー活用の体制構築等

(2)　教師以外が積極的に参画すべき業務

① 調査・統計等への回答
→　調査等の精査、報告書等の簡素化・合理化

② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理
→　教育委員会による全体管理、ICT支援員等による支援

③ 学校プール等の施設・設備の管理
→　民間プールを利用した小学校の水泳指導の実施

④ 児童生徒の休み時間における安全への配慮・校内美化活動
→　教員業務支援員やボランティアの活用

⑤ 部活動
→　部活動指導員の活用、休日の部活動地域展開の試行

教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

4　取組内容

1　学校と教師の業務の３分類を踏まえた業務の見直し

(3)　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

①　授業準備

②　学習評価や成績処理
→　教員業務支援員や校務支援システム等の活用

③　SC・SSW等の専門スタッフ及び専門機関の活用
→　SC・SSW等の活用による支援体制の構築

2　学校における措置の推進

①　電話対応等の負担軽減
→　自動応答メッセージ、電話録音機能等の設置

②　校務DXの推進
→　校務のデジタル化、生成AIの活用の推進

③　小学校の教科担任制・チーム担任制の推進
→　モデル校の拡充等による推進

3　教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①　年休取得率の向上
→　職場環境づくりの推進による年休取得の促進

②　メンタルヘルス対策の充実
→　研修の実施、産業医相談の促進等

③　定時退校日の徹底、勤務間インターバルの確保
→　定時退校日や勤務間インターバルの徹底

5　今後のフォローアップ

①　各学校の目標達成状況や取組状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、総合教育会議・教育委員会議において報告します。

②　学校において児童生徒等の支援にあたる医療・福祉分野の人材確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

③　各学校の状況に応じて、教育委員会による個別の支援等を実施するとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実していきます。

資料３－２

久留米市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

久留米市教育委員会

目　次

１．計画の趣旨、現状 …… 2

２．目標 …… 3

３．計画の期間 …… 3

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容 …… 4

５．関連する取組、今後のフォローアップについて …… 11



１．計画の趣旨、現状

(1)　計画の趣旨

教職員の働き方改革は、教職員の時間外在校等時間の縮減のみを目的とするものではなく、教職員の勤務状況を改善し、自ら学ぶ時間を確保しながら活き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることです。

そのうえで、教職員が働きやすさと働きがいを感じ、学習指導要領がめざす理念の実現や、久留米市教育振興プランが掲げる児童生徒の資質・能力を育成するための教育の推進に取り組んでいきます。

(2)　本市の現状

①　本市では、令和３年３月に「久留米市立小中学校等管理規則（以下「規則」という。）」において、教職員の時間外在校等時間の上限を定め、その管理及び縮減に取り組んできました。

②　その結果、令和７年度における教職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりとなっています。

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 29.1 時間	18.7%	1.1%
中学校	月 38.6 時間	34.6%	5.0%

③　時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合は、年々減少しています。しかし、規則で定める上限を超える教職員が依然として見られる状況であり、課題として認識しています。

④　令和７年２月に実施した「学校における働き方アンケート」では「働き方改革が進んでいる」と実感している教職員の割合は約６割となっています。

⑤　今後、学校の働き方改革を一層進めていくためには「国が示す学校と教師の業務の３分類に基づく業務の見直し」「生成ＡＩ活用を含めた校務ＤＸの推進」「教職員が学習指導、生徒指導、保護者対応等をチームで対応する体制づくり」「部活動の負担軽減」「学校におけるメンタルヘルス対策の充実」などの取組を具体化していくことが必要です。

⑥　本計画は、こうしたことを踏まえ「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条」に基づき策定するものです。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

１か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合
→　令和 11 年度までに 100%に近づけます。

校務支援システムで把握集計　令和７年度実績（小）81.3%　（中）65.4%

１年間における教職員の１か月の時間外在校等時間の平均時間
→　令和 11 年度までに平均 30 時間程度にします。

校務支援システムで把握集計　令和７年度実績（小）29.1 時間　（中）38.6 時間

「働きがいのある仕事だ」と回答する教職員の割合
→「働きがいがある」と回答する割合が増加します。

ストレスチェックの結果　令和７年度実績（小・中）86.9%

備考　　ここでいう「時間外在校等時間」は、超勤４項目以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することできる時間とします。業務の持ち帰りは行わないことを原則としていますが、必要により持ち帰って業務をした場合は「時間外在校等時間」に含めることとします。

３．計画の期間

国による目標期間等を踏まえ、令和８～１１年度までとします。

４．実施する業務管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点項目として、以下の内容に取り組みます。

１　学校と教師の業務の３分類を踏まえた業務の見直し

文部科学省は、教師が教師でなければできない業務に専念できるように、学校・教師の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の３つに整理して、「学校と教師の業務の３分類」として示しています。これらを踏まえて業務の見直しを進めていきます。

(1)　学校以外が担うべき業務

①　登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域による通学路の見守り活動並びに登校時間の見直しを検討します。

【指標】全小学校区で保護者・地域による見守り活動を実施
（令和７年度　100%）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
地域等による 見守り活動 登校時間見直し	学校運営協議会等での熟議 保護者や地域への働きかけ			

②　児童生徒が補導された時の対応

学校警察連絡協議会等において、学校活動以外で補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

【指標】学校活動以外の児童生徒の補導時は、学校以外による対応

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
補導された児童 生徒の引き渡し	学校警察連絡協議会等での共有・実施、保護者周知			

③　地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

令和 10 年度までに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を全ての小中学校で導入し、地域学校協働活動推進員を中心に地域学校協働活動の関係者間の連絡調整を行います。

【指標】全ての小中学校でコミュニティ・スクールを導入
（令和７年度 32 校）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
コミュニティ・スクールの導入	小学校　R９までに全校導入			
	中学校　R10 までに全校導入			

④　保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

令和 11 年度までに、直接苦情に対応できる相談窓口の設置、学校がスクールロイヤーを活用しやすい環境整備を進め、教育委員会と学校等が連携しながら苦情等に対応できる体制を充実します。

【指標】過剰な苦情や不当な要求等に効果的に対応する体制を構築

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
対応窓口の設置 スクールロイヤー活用の環境整備	教育委員会の教育相談窓口、学校問題解決支援事業の実施			
	スクールロイヤー活用の体制構築、活用推進			

(2)　教師以外が積極的に参画すべき業務

①　調査・統計等への回答

調査等の必要性、内容や対象者等の重複、実施頻度や時期、報告書等の簡素化・合理化等の観点からの見直し・削減を継続的に行います。また、アンケート作成アプリや校務支援システム等を活用することで、事務負担の軽減を図ります。

【指標】教育委員会等による調査等の事務負担の軽減

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
調査等の必要性、内容、方法等の検討	調査等の必要性や重複等の精査、報告書等の簡素化・合理化 アプリの活用等による効率的な調査方法の実施			

②　ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理

教育委員会において、アカウント・端末・各種アプリ・ネットワーク等の学校ＩＣＴ環境の全体管理を行います。また、ＩＣＴ支援員の配置等により、各学校において授業、校務及び各種設定の支援等を行います。

【指標】教育委員会による学校ＩＣＴ環境の全体管理、ＩＣＴ支援員等による支援

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
ICT 環境の全体管理、支援員等による支援	教育委員会による学校ＩＣＴ環境の全体管理 授業、校務支援等のためのＩＣＴ支援員等の派遣			

③　学校プール等の施設・設備の管理

安全安心な水泳授業の実施、児童の泳力向上、教職員の負担軽減のため、令和 11 年度までに、小学校 26 校において民間室内プールを利用（インストラクター指導、バス送迎を含む）した水泳指導を計画的に実施します。

【指標】民間プールを利用した水泳指導を小学校 26 校において実施
（令和７年度　６校）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
民間室内プールを利用した水泳指導	12 校導入	16 校導入	21 校導入 今後の展開を検討	26 校導入 今後の展開を検討

④　児童生徒の休み時間における安全への配慮・校内美化活動

教員業務支援員や保護者・地域ボランティア等による休み時間の見守り活動や校内美化活動の支援について検討します。

【指標】教員業務支援員やボランティアの活用率 100%（令和７年度 83%）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
休み時間の見守り支援、校内美化活動の支援	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例の共有 学校運営協議会等による熟議、保護者や地域への働きかけ			

⑤　部活動

令和８年度中に、全中学校へ部活動指導員を各３名分配置し、効果的な活用を行います。

保護者・地域等への周知啓発及び活動団体等の整備に取り組みながら、令和 11 年度までに、休日の部活動の地域展開を進めます。

【指標】全中学校における部活動指導員の効果的な活用
全中学校における休日の部活動地域展開の試行
（令和７年度　合同部活動を５つの部活動で実施）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
部活動指導員の配置と活用	指導員３名分の配置、活用の好事例の共有			
休日の合同部活動、地域展開への移行	合同部活動 10 部活動 一部地域クラブ活動の準備	合同部活動 15 部活動 一部地域クラブ活動の準備	合同部活動と一部地域クラブ活動の実施	休日の部活動の地域展開の試行

(3)　教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

①　授業準備

教員業務支援員及び保護者・地域ボランティアによる授業準備等の補助を推進します。また、教職員ポータルサイトによる教材や指導案等の情報共有、印刷環境の充実による業務負担の軽減を図ります。

【指標】教員業務支援員等の活用率 100%
（令和７年度 83%）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
授業準備等の補助、教職員ポータルサイトの活用	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例の共有			
	教員ポータルサイトの効果的な活用推進			

②　学習評価や成績処理

教員業務支援員及び保護者・地域ボランティアによる採点等の補助を推進します。また、校務支援システムやデジタル採点ソフト等を活用し、採点作業や成績処理等に関する事務負担の軽減を図ります。

【指標】教員業務支援員等の活用率 100%
（令和７年度 83%）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
採点等の補助、校務支援システムや採点ソフト等の効果的活用	教員業務支援員を全小中特別支援学校で活用、好事例を共有			
	校務支援システム・デジタル採点ソフト等の効果的活用推進			

③　ＳＣ・ＳＳW等の専門スタッフ及び専門機関の活用

いじめや不登校への対応、障害や貧困など特別な教育的支援を必要とする子どもの支援等に関して、スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳW）の積極的な活用を促します。

ＳＣ・ＳＳW等が校内会議に参加し、専門的な知見を活かして教職員と連携する支援体制を構築します。また、学校が医療・福祉・警察等の関係機関との効果的な連携を図ることができるよう、教育委員会による研修等の支援を行います。

【指標】全市立学校におけるＳＣ・ＳＳW等の校内会議への参加
（令和７年度 47 校）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
ＳＣ・ＳＳW等の校内会議参加研修会の実施	ＳＣ・ＳＳW等の校内会議への参加推進			
	教育委員会による専門スタッフとの連携に関する研修を実施			

２　学校における措置の推進

学校における次のような措置を推進することによって、教職員が担う業務の適正化及び負担軽減を図ります。

①　電話対応等の負担軽減

勤務時間外の電話の自動応答メッセージによる対応（緊急時における市役所の取次）のほか、電話の録音機能等の速やかな全校設置を進めます。

【指標】全市立学校における電話の録音機能等の設置

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
自動応答メッセージ・録音機能等の活用	自動応答メッセージによる対応・電話の録音機能等の活用			

②　校務ＤＸの推進

生成ＡＩを含むデジタル技術の活用によって、校務や学校活動の効率化を推進します。また、ファイル共有フォルダ・学校間フォルダ等によって業務に関する情報共有を行います。

児童生徒ポータルサイトや校務支援システムの保護者連絡機能を活用し、情報発信や保護者等との連絡を行います。

【指標】校務ＤＸチェックリスト（学校向け）の得点向上
（令和７年度　475.2 点）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
校務のデジタル化、生成ＡＩ活用の推進	校務のデジタル化・生成ＡＩ活用の推進、好事例の共有			

③　小学校の教科担任制・チーム担任制の推進

授業の質の向上、組織的対応の促進、若年教員の人材育成、教員の負担軽減等のために、小学校の教科担任制・チーム担任制の導入を推進します。

【指標】教科担任制・チーム担任制のモデル校を拡充

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
教科担任制・チーム担任制をモデル校で試行	モデル校の拡充、先進自治体・学校の調査、保護者周知			

３　教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

①　年休取得率の向上（計画的年休取得の推進）

休暇を取得しやすい職場環境づくりにさらに取り組み、年間 18 日の年次有給休暇の取得をめざします。

【指標】年休取得の促進　年間平均取得日数 18 日
（令和７年度 13.8 日）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
計画的年休取得の推進	年休取得促進の意識向上、冬季休業期間の学校閉庁日の検討			

②　メンタルヘルス対策の充実

教育委員会において、管理職研修や動画等によるメンタルヘルス研修を年２回実施し、セルフケアやラインによるケアへの理解を高めます。

ストレスチェック実施率をできる限り 100%に近付け、集団分析の結果等を活用した職場改善を推進します。

１か月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に対し、産業医による面談指導を実施します。

【指標】高ストレス者の割合が減少
（令和７年度 高ストレス者の割合 18.8%）

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
相談体制の構築 研修の実施 産業医面談推進	保健師・臨床心理士等による相談窓口設置、産業医面談の促進 保健師等による研修動画の作成・提供、管理職研修の実施			



③　定時退校日の徹底、勤務間インターバルの確保

月２回の市立学校の一斉定時退校日及び月２回の各学校独自の定時退校日の実施を徹底します。また、11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組みます。

【目標】全市立学校における定時退校日（月４日）の徹底
勤務間インターバル確保の徹底

取組	令和８	令和９	令和 10	令和 11
定時退校日の徹底、勤務間インターバルの確保	定時退校日の学校・保護者等への周知、管理職の指導			
	勤務間インターバルの周知、実態把握、管理職の指導			

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するために、以下の内容に取り組みます。

①　取組の着実な実行を図るため、各学校の目標達成状況や取組状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、総合教育会議・教育委員会議において報告します。

②　学校において児童生徒等の支援にあたる医療・福祉分野の人材確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

③　教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題等が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り又は休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

④　各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会の支援を強化していきます。